

平成27年 教育委員会第8回定例会 会議録

日 時 平成27年5月12日（火）

午後3時00分～午後4時30分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課、子ども施設課、指導課】

(1) 軽井沢少年自然の家の今後について

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 平成27年度 子ども部 組織目標管理（重要政策・施策）シート

【秘密会】

(2) 平成26年度 子ども・教育部 組織目標管理兼事務事業評価シート（達成状況）【秘密会】

【学務課】

(1) 平成27年度 学級編成（児童・生徒数／学級数）平成27年5月1日現在

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（5月20日号）掲載事項

【指導課】

(1) 箱根山の火山活動に伴う移動教室の対応

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	中尾 真理子
子育て推進課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
子ども施設課長	小池 正敏

学務課長	伊藤 司
指導課長	杉浦 伸一

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>ただいまから、平成27年教育委員会第8回定例会を開会します。</p> <p>本日、欠席はありません。</p> <p>今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。</p> <p>本日の議事日程はお配りしてあるとおりでありますが、第2、報告、子ども総務課分になります、（1）平成27年度子ども部組織目標管理シート、（2）平成26年度子ども・教育部組織目標管理兼事務事業評価シート、この2つは意思形成過程であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき非公開としたいので、その可否を求めます。</p> <p>賛成の方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
近藤委員長	<p>はい。全員賛成につき非公開とします。</p> <p>この件につきましては、非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

◎日程第1 協議

子ども総務課、子ども施設課、指導課

（1）軽井沢少年自然の家の今後について

近藤委員長	<p>日程第1、協議に入ります。</p> <p>軽井沢少年自然の家の今後について、子ども総務課長より説明願います。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、協議事項、子ども総務課、子ども施設課、指導課の3課の所管になります。</p> <p>軽井沢少年自然の家の今後についてということで、ご説明させていただきます。</p> <p>本日、資料は2枚おつけしてございます。</p> <p>1点、「軽井沢少年自然の家の今後について」というもの、もう1点、「千代田区立学校 宿泊行事の充実に向けて」というもの、この2点でござ</p>

います。

初めに、「軽井沢少年自然の家の今後について」というペーパーをご覧ください。

宿泊行事につきましては、前回の当委員会定例会におきまして、協議事項としてご議論いただきました。その際に、委員長のほうからも、この問題については、軽井沢少年自然の家の存続の問題とあわせて議論すべき問題であるとのこと指摘がございました。本日、それを踏まえまして、「軽井沢少年自然の家の今後について」ということで、協議事項として出させていただきます。

それでは、資料をご覧ください。

初めに、「施設の概要」。既にこちらにつきましては、皆様よくご存じのことと思いますが、こちらの施設、軽井沢少年自然の家は、地教行法に基づきまして、条例により設置された教育機関でございまして、いわゆる保養施設とは違うものでございます。教育施設という扱いでございまして。

それから、建物、土地につきましては、区の所有となっております。

また、運営は軽井沢フード株式会社という民間の事業者業務委託して運営しております。

施設は、Ⅰ期施設、こちらは昭和61年7月開設。それから、Ⅱ期施設、こちらは平成5年4月開設のいわゆるメレーズ軽井沢というものです。こちら、Ⅰ期、Ⅱ期の2つに区分して整理しておりますが、これは便宜上の区分でございまして、どちらも全体として1つの施設ということになります。いずれの施設につきましても、築後20年以上が経過し、老朽化もかなり進んでいるというのが現状でございます。

このⅠ期施設、いわゆる「軽井沢少年自然の家」と呼ばれているものでございますが、こちらにつきましては、中学校・中等教育学校の移動教室及び小学校の自然体験交流教室の場といたしまして、学校行事の年間予定に従って運営されております。したがって、行事予定のある日のみの開設となっております。年間の大半の期間は閉鎖されているというのが現状でございます。実際の運営日数及び運営経費につきましては、こちらの表のとおりということになります。

なお、「26年度（見込み）」となっておりますが、こちらはまだ決算が確定しておりませんので、見込み数値ということで記載させていただいているものでございます。

次に、Ⅱ期施設、いわゆる「メレーズ軽井沢」と呼ばれているものでございますが、こちらにつきましては、生涯学習のための研修施設として通年開設しております。ただし、事実上は、教育施設というよりも保養施設的な利用が中心となっているというのが実態でございます。

稼働率につきましては、下の表にもございますように、ここ数年、客室稼働率におきまして3割程度ということで推移してございます。利用人数、それから運営経費につきましては、こちらの表のとおりということになってお

ります。

次に、「今後の方向性」ということをございます、その前に、もう1枚のペーパーをご覧いただきたいと申います。「千代田区立学校 宿泊行事の充実に向けて」というものでございます。

軽井沢少年自然の家の今後の方向性につきましてお話しさせていただく前に、こちらの宿泊行事の充実に向けてということで、前回、協議事項としてご議論いただいた内容、その内容を踏まえまして、宿泊行事の今後の方針等をまとめましたので、こちらをまず先に説明させていただいてから、今後の方向性についてお話しさせていただきたいと申います。

それでは、千代田区立学校の宿泊行事の充実に向けてということでございます、まず初めに、「宿泊行事の目的」ということをございます。

こちらにつきましては、学習指導要領に記載されているものでございます、前回の協議の際にもお示ししたとおりでございます。こちらをご覧になっておわかりになりますように、「宿泊行事の目的」として、学習指導要領によれば、大きく2つに分けて考えられると理解しております。

1つは、前半にございます「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむ」ということ。これにまず目的①ということをつけさせていただきました。それとともに、「人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるような活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」、こちらに目的②ということをつけさせていただいております。

このような2つの目的が宿泊行事にあるということをご理解しているところでございます。

次に、2番、「宿泊行事を取り巻く現在の状況と今後の方向性」ということをございます。

まず、①として「自然体験」ということを掲げさせていただいております。これは、自然に親しむ機会の少ない千代田区の子どもたちにとりましては、特にこちらの宿泊行事については、自然体験の機会、そういった意義が依然として重要であるという認識でございます。これについては、先ほどの1番の目的①、こちらにございますような自然や文化等に親しむ、特にこの自然に親しむというところが千代田区の子どもたちに対する宿泊行事として特に重要である、その点は今後も変わらないという認識でございます。今後も多様な自然環境に親しむ機会を提供するものとして宿泊行事を継続させていく必要があると考えております。

次に、②「心の教育」ということをございます。近年、子どもたちの不登校やいじめ等の諸問題が社会問題化しておりまして、重大事態に至るケースも見られ、たびたび新聞報道等なされているところでございます。こうした問題に対しましては、心の教育の推進に重点を置いた取り組みが重要で、その取り組みの1つといたしまして、集団への所属感や連帯感の育成、望まし

い人間関係づくりに向けて、宿泊行事の改善を図る必要があると考えております。

先ほどの宿泊行事の目的のところでございました目的②のほう、こちらにつきましても、いわゆる広い意味での心の教育の1つとして宿泊行事を捉えることができる、そのように考えております。また、近年の状況を見ますと、そうした心の教育の1つの手段として宿泊行事を活用していく必要性がより重要性を増しているのではないかとこのように考えまして、第2番目として心の教育の1つの手段としての宿泊行事ということの重要性を強調しているところでございます。

さらに、③といたしまして、「資質の向上」ということを挙げております。これは、千代田区の中等教育の在り方検討会報告書、これにつきましては既にこちらの定例会におきましてもご提示させていただいたものでございますが、こちらの中でも指摘されておりますように、中等教育学校において実施している、勉強合宿や英語村などの宿泊行事の成果を活用し、区立中学校においても生徒の資質向上のための宿泊行事を新設する必要があると考えているところでございます。

したがって、宿泊行事の目的といたしましては、先の自然体験、それから心の教育、それに加えて、さらに生徒の資質向上のためにこの宿泊行事を活用していく、今後はそういったことが重要ではないかと考え、これを3番目の宿泊行事の目的として挙げたところでございます。

これにつきましては、本年度の教育委員会の取り組みといたしましても、主体的に考える力を子どもたちに得させるためにこちらの宿泊行事を活用していく、そういったことを考えているところでございまして、生徒の資質向上ということを宿泊行事の中の1つの大きな目的として捉えることができると考えております。

以上の3つを宿泊行事の柱といたしまして今後考えていきたい、あるいは考えていくべきであると事務局として考えているところでございます。

次に、3番、「宿泊行事の見直し」というところでございます。

ただいまの3つの目的、こちらを中心に宿泊行事を再整理したのがこの表でございます。

初めに、裏面のほうをご覧くださいと思います。

裏面の上のほうに、四角で囲ってあるところがございます。こちらに、今後の宿泊行事についての基本的な考え方をまとめさせていただきました。

まず、小学校4年生以上におきましては、各学年1回以上宿泊行事を実施する。

それから、小学校におきます宿泊行事については、心の教育に加えて、先ほど3つの目的の冒頭で述べました自然体験。こちらを重視していくということで、自然体験重視の宿泊行事を中心に考えていくということでございます。さらに、この自然体験につきましても、海と山のバランスに配慮いたしまして、小学校4年での臨海学校、それから5年生では嬬恋村におき

ます自然体験交流教室、そういった形で実施していきたいと考えております。

それから、中学校におきましては、心の教育に加えまして、資質の向上のために宿泊行事を活用していくという考え方です。中1ギャップの解消といじめの問題等への早期の対応のためには、適切なクラスづくりが必要ですが、そのために、中学1年生でのオリエンテーション合宿を実施していきます。これは先ほどの、中学校においては、心の教育の1つの手段としてこちらの宿泊行事を活用していく、そういった趣旨でございます。また、2年生では、各学校の特色に応じて生徒の資質向上が図れますよう、学校裁量型の合宿というものを導入してまいります。

この学校裁量型の合宿というものにつきましては、申しわけございません、もう一度前にお戻りください、先ほどの表の一番下のところに、※印で書いております、「学校裁量型合宿」とは、各校の裁量で生徒の実態に合致した内容の合宿を選択する方式」ということで、それぞれの学校の選択によりまして、例えばスキーのような運動系のもの、あるいは英語のための合宿、あるいは勉強合宿、それから、リーダーの養成合宿、そういったものをそれぞれの学校の特色に応じて、生徒の資質の向上ということで、どういったものがあるかをそれぞれの学校の選択に任せまして実施していくという、そういった内容の宿泊行事でございます。

もう一度裏面のほうに戻っていただきたいと思います。

最後に、小学校6年生及び中学校3年生におきましては、学校生活や学習のまとめといたしまして、移動教室・修学旅行等を実施するというところでございます。

以上の基本的考え方に従いまして、次の「●見直し内容」というところがございますが、こういったところを見直していきたいと考えております。

まず、岩井の臨海学校につきましては、現在小学校4年生及び中学校1年生で実施しております。しかしながら、こちらにつきましては、プール設備の充実、あるいは水のレジャーの普及ということによりまして、臨海学校の意義というものが、従前から比べますとかなり変化しているというふうに捉えております。そのため、小学校、中学校において複数回実施する意義は薄れていると判断いたしまして、臨海学校は小学校の4年生のみとしまして、中学1年生の臨海学校は廃止するという考えでございます。

それから、(2) 孀恋自然体験交流教室、こちらにつきましては、小学校5年生で実施します。こちらは、本区の姉妹都市であります孀恋村の協力のもと、植えつけ、それから秋の収穫の2回の自然体験交流を実施しているのが現状でございます。今後もこの宿泊行事につきましては、継続する予定でございます。

ただし、以下の点については、改善を図る必要があると考えております。

この孀恋自然体験交流教室につきましては、軽井沢少年自然の家を宿泊施設として実施しておりますが、こちらの施設は、連携先の孀恋村立小学校や

畑からはかなり遠く、移動に時間がかかるというデメリットがございます。また、雨天時等に活用できる施設がないなど、施設面での課題がかなり大きく、より適切な宿泊施設に変更することによりまして、移動時間の短縮のほか、さまざまな天候下でも充実したプログラムが設定できるような、そういった体験交流教室を実施するような施設を確保していく必要があると考えておりまして、現在の軽井沢少年自然の家を宿泊施設として、この行事を今後実施していくことは難しいのではないかと考えております。

それから、(3) オリエンテーション合宿でございます。こちらは、中学1年生の4月に軽井沢少年自然の家で実施しているものでございます。

こちらにつきましても、現在のオリエンテーション合宿というものは実施していきたいと考えております。

ただし、こちらについても、以下についての改善を図る必要があると考えております。1つは、やはり施設面の問題でございます。こちらは、軽井沢少年自然の家において4月に実施しているものでございますが、軽井沢少年自然の家は、研修室等の設備がない上に、寒冷地のため、4月は野外での活動も制限を受けるといった問題がございます。そのため、室内、野外ともに十分な活動ができないといった、そういった問題点がございます。また、先ほども申し上げましたが、子ども達を取り巻く不登校やいじめ等の諸問題を踏まえた充実したクラスづくり、こちらができるようなオリエンテーション合宿とするため、さらに立地面、施設・設備面の両面から目的に適した施設を実施場所とする必要があると考えております。

次に、(4)、仮称でございますが、学校裁量型合宿、先ほど説明いたしました各校の選択に応じて実施する資質向上のためのものでございます。こちらの学校裁量型合宿を中学2年生において実施する予定でございます。現状におきましては、中学校では嬭恋村のスキー教室、それから中等教育学校においては勉強合宿等を実施しているところでございますが、これらを自然体験や資質向上に向けたプログラムの中から、各校の裁量で、生徒の実態に合致した内容の合宿を選択する方式で実施していきたいと考えております。これによりまして、スキー等の自然体験だけではなく、勉強合宿やリーダー養成合宿等、資質向上に向けたプログラムを取り入れ、それぞれ各校の特色を生かしながら、それぞれの判断におきまして、生徒の資質向上のために最適と思われる宿泊行事を中学2年生において実施していく、そういった予定でございます。

もう一度、この資料の表に戻っていただきまして、ただいまの基本的方針、それから見直しの方針に従いまして宿泊行事を整理した結果、このような形になります。

小学校4年生におきましては、7月下旬に岩井臨海学校。それから小学校5年生におきましては、5月と10月に嬭恋の自然体験交流教室。それから6年生は修学旅行。それから中学1年生につきましては、4月にオリエンテーション合宿。それから7月の岩井臨海学校は廃止ということになります。そ

れから、中学2年生につきましては、学校裁量型合宿ということで実施いたします。それから、中学3年生につきましては修学旅行ということになります。それから、中等教育学校につきましては、4月にオリエンテーション合宿を実施いたします。また、7月の下旬になりますが、現在こちらで実施しております勉強合宿、あるいは英語村合宿というものを中等の2年生において実施していく形になります。それから、中等の3年生におきましては、11月初旬にオーストラリアへの研修旅行を実施しているところでございます。

宿泊行事につきましては、以上のような方針で見直しを考えているところでございます。

それでは、もう一度、最初のほうの資料に戻っていただきます。

軽井沢自然の家の今後についてということで、もう一度お話しさせていただきますが、こちらの2、「今後の方向性」というところでございます。

先ほどご説明しましたような形で、区立の小学校、中学校、中等教育学校の宿泊行事を整理いたしますと、その結果、現在、軽井沢少年自然の家で実施しております自然体験交流教室、それからオリエンテーション合宿、これらをより充実した内容とするためには、軽井沢少年自然の家以外のところで実施するのが適当であると判断しております。そのため、平成28年度以降は、学校の宿泊行事では軽井沢少年自然の家は利用しない見込みということになります。

また、I期施設の学校利用以外の社会教育団体の利用は1件のみとなっております。これは26年度実績です。それから、II期施設につきましても、社会教育団体の利用は2件のみということになってございます。

これらの近年の状況から判断いたしますと、今後、社会教育団体の利用というものも、増加が見込めないという状況になっております。したがって、28年度以降、軽井沢少年自然の家は学校教育の行事といたしましても、また、社会教育の団体からといたしましても利用はほとんど見込まれないという状況でございます。こういった状況を勘案いたしますと、当該施設につきましては、既に教育施設としての役割は完了したものと認められると考えております。

なお、I期施設、II期施設と分けてございますが、これは先ほどもお話ししましたように、施設の建設時期の違いによる便宜上の区分でございます。軽井沢少年自然の家は、全体として1つの社会教育施設であるという位置づけで認可されたものでございます。

また、こちらにつきましては、都市計画上の制限から、II期施設のみを残して、こちらを、例えば保養施設等として存続させていく、そういった利用を続けることはできないとなっております。したがって、教育施設としての役割が終了した以上は、こちらの施設については廃止するという方向で考えていくのが適当と考えております。

以上より、軽井沢少年自然の家につきましては、平成27年度末をもちまして、I期施設、II期施設ともに廃止することが適当であると考えました。

なお、廃止後は、土地、建物ともに普通財産に用途変更いたします。

最後に、スケジュールということでございますが、今後こちらの方向性がこの場で承認された場合には、6月以降、学校等への説明、それから7月には、他の保養施設とあわせまして、施設廃止のパブリックコメントを実施し、9月の第3回区議会定例会に施設の廃止条例案を提案させていただきたいと考えております。

なお、この廃止条例案を提案するに当たりまして、本軽井沢少年自然の家を廃止する旨の議案をこちらの教育委員会定例会に提出いたしますので、その決定を以って、廃止条例案を提出するという形になります。

長くなりましたが、ご説明につきましては以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

早速ですが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見という分け方はいたしません。何かありましたら、いろいろ質問しながらご意見をというんでしょうかね、そんな形でいければと思います。お願いします。

どうぞ。

古川委員

軽井沢の施設ですが、これだけ今使われている目的を行うに当たって不具合があるということと稼働率を考えると、維持していく意味は余りないのかなと感じています。

メレーズのほうですけれども、区民としては、保養所だと思っておりました。社会教育施設ということですが、今現在はそういう使われ方はあまりないということですが、当初はその目的で盛んに使われていたんでしょうか。軽井沢の、千代田荘の1つかなというイメージがありましたので、当初はどうだったのかなというのが1点伺いたいです。

それと、前回のときも申し上げたのですけれども、宿泊行事は保護者にとってはとてもありがたくて、指導課のアンケートでも、保護者のアンケートの結果はどの行事もよしとされている値が高いと思うんですけれども、いろいろご説明を伺っていて、何でもかんでもということではられないし、内容が向上されていくべきでもありますし、今出ている案は精査されてきているなど感じています。

今回廃止の案が出ている中1の岩井ですけれども、レスキューの内容が入っていて、そういった見聞きしたことは、一度でもそういう体験があると、実際そういう場に遭遇したときの動きがまったく違ってくると思っていて、とても意義のある内容だなと私は感じていたんですけれども、廃止もやむを得ないかなと今は思い始めました。

また、小学4年生の岩井ですが、視察にも行きましたが、海の危険性についても活動の中で学び、安全面について先生方もぴりぴりと配慮されていますし、そういった心配をちゃんと子どもも感じて、危険性についてよく学んでいる行事だと思いました。それで、午前と午後と、あと、休憩も入って、夜はオリエンテーションもして、予定もびっしり詰まっているところですが、4年生の岩井のときに、中1でやっていたような内容のことを、少しで

も体験できたらいいんじゃないかなと思いました。ただ、小学校で着衣泳も行われていることですし、水の危険性については、いろいろなところで子どもたちに指導はしていただいているというのも重々感じているところですが、ちょっとそれは思いました。

あと、裁量型の合宿ですけれども、区内の校長先生にアンケートをとって、その結果も伺いましたが、この案ですと、1個は勉強合宿になっておりますが、どういったことを考えていらっしゃるのか、今の段階でわかっているのか。例えば中等で行われている勉強合宿、ちょっと内容がわからないんですが、ただ、合宿に行って、長時間勉強する機会ということならば、ちょっとどうなのかなと思いました。それなら、英語村に行って、数日間日本語を使わないで、外国の方とコミュニケーションをとれるような機会のほうが宿泊行事に向いているかなと思ったりもしました。

以上です。

近藤委員長
子ども総務課長

どうぞ。

それでは、最初のメレーズ軽井沢ですけど、当初からこちらにつきましては教育施設の位置づけでございます。ただ、教育施設といいましても、社会教育団体でなければ利用できないとか、そういうものではございません。広い意味で、生涯学習的な意味合いで使うことはできるということですので、そういった意味では、一般の区民の方でもこちらの施設を当初から利用しているという、そういった理解でございます。

近藤委員長
指導課長

はい。どうぞ。

先ほどの、ご意見という形で承っておりますが、岩井の臨海に関しまして、この小学校4年生から中学校3年生まで、宿泊行事というものを有機的に、体系的に、今回改善していこうという1つの方向性がございます。今、実施しているものは、小学校4年生では着衣泳等、そういった内容に対して、中1ではレスキュー的なものをするという流れの中で組んでおります。今後体系的なものができ上がれば、その中で、安全指導というか、危機管理能力の育成という視点の中で、例えば小学4年生、5年生で無理だとすれば、そういったレスキューの人たちの模範を実際に見せて、このような資質等を身につけるというような対応の仕方も今後考えられます。体系が形づくられるにつれて、本来中2でやっていたような内容なども、小学校に申し送りしながら、計画的にプログラムを考えていただくということも考えております。

さらに、危機管理という意味で、必ずしもレスキュー的なものにかわる内容だけでなく、さまざまな場面で子どもたちに、安全指導という視点で、指導をしていきたいと考えております。

古川委員

つけ足しですけど、そういえば、着衣水泳のときも、先生が溺れている人の役になって、ペットボトルを投げ入れて、それで助けるとか、そういったことも、教えてもらっていたかなというのを思い出しました。もし中1の岩井がなくなったとして、4年生でも対応ができるような有意義な内容があっ

たなら、少しでも組み込めていたらと思いました。ありがとうございました。

近藤委員長

はい。いかがですか。

どうぞ。

中川委員

軽井沢が研修施設として条件が悪くて、建て替えるにしても費用が莫大にかかるということで、正しい方策を立てなければいけないですけども、立てるに当たっては、基本的なことをきちんとしておかなければいけないと思うんです。今より充実したものにするにはどうしたらいいかということは、きちんと説明できないといけないと思うんですね。これは6月に「学校等への説明」となっていますが、もう5月も中旬ですし、6月にもう入るわけですけども、学校それから保護者も含まれると思うんですけども、納得される案をきちんとつくっておかないといけないと思います。

その中で、何が問題になるかということ、学校の裁量に任せる部分です。それについて、「これだけは」という共通認識をきちんとしなないといけないと思うんです。

それから、中1のオリエンテーションのあり方についても、心の教育に重点を置いたという取り組みはどんなプログラムで充実させていくのかということが、課題になってくると思います。

そして、軽井沢が使えなくなった場合に、どういう形でどういう施設が使えるのかということまできちんとして説明できないと、納得してもらえないという気がしています。

近藤委員長

何かございますか。

教育長

今、中川委員がおっしゃったように、この宿泊行事を見直すに当たっては、基本的に今よりも諸条件あるいは事業の内容が充実するという視点から見直さなくてはならないと考えています。

今日お出しした資料は、一般的に現状の課題と今後の方向性ですけども、具体的に、例えば軽井沢の廃止というようなところは、考え方として出させていただいています。おっしゃったように、これから学校とか保護者とか子どもたちに説明するに当たっては、これがこういうふうになる、その結果、具体的に、こっちのほうがメリットがあるという説明をしていかないと、なかなか納得がいただけないと思います。今日の資料については、それを具体的にどう変えるというところまでは入っていませんけれども、保護者のご理解をいただいたり、子どもたちの理解を得る上では、そのところがないと、抽象的なイメージだけでは向上が目に見えてきませんので、次回の教育委員会のときに、具体的な、事務局からの代替の考え方についても出させていただいて、それをもって学校なり保護者なりへの説明に当たっていきたいと思っています。

内容の充実については、例えば中1のオリエンテーション合宿の中で、より心の教育が取り込まれるようなプログラムを考えるべきではないかと、中1の臨海学校の廃止に伴う安全指導について、補えるようなところがあれ

ば、小4の岩井とか、あるいは別途、ほかの教育のプログラムの中でも考えていくべきではないかというご意見を頂戴しましたので、そこについても少し整理させていただきたいと思っています。

それから、学校裁量型合宿については、資料にあるとおり、内容も時期も含めて、随分違う内容になっています。この資料の中では、各校の裁量で、生徒の実態に合致した内容の合宿を選択する方式となっていますけども、選択というのは、別に教育委員会が幾つかメニューを作って、それを学校で選択してもらうというよりも、学校自体の現状とか課題認識の上に立って、より子どもたちの中学2年生での学校の生活を充実させる意味からの事業内容を、学校自身で考えていただいて、逆に教育委員会のほうに提案していただくということも含めての対応になります。

この具体的な、今想定されている勉強合宿とか、あるいは一部スキー合宿等についても、今後保護者に説明するに当たっては、よりその内容を明らかにしていけないと、なかなか現場の生徒なり、あるいは保護者の方のご理解も難しいと思いますので、ここについても、もう少し次回、学校等の考え方も踏まえて、こんな方向に持っていきたいというような形での考え方を、ご説明させていただきたいと思います。

いずれにしろ、スケジュールにありますとおり、6月に入れば、学校なり保護者なりへの説明に入らなくてはいけませんし、施設の確保とか予算の確保とかも必要になります。これから具体的な説明に入る前に、この教育委員会で、もう少し具体的なイメージも含めてご報告させていただきたいと思います。

中川委員

1つだけ、いいですか。

近藤委員長

どうぞ。

中川委員

この見直しに当たっては、中学校と中等教育学校との間に学習環境に差があり、それを解消するために、在来の中学校での取り組みができないかと、かねがね話が出ていました。それを考えると、例えば勉強合宿、または英語村で中等がやっているものを在来型の中学でもやるとか、そういうことまで含めて、学力向上ということも1つ大きく考えなければいけないと思います。

近藤委員長

はい。

私のほうから、いいですか。今日の協議は、前回お示しいただいて、いろいろ協議を重ね、この件については反対というような意見ではなかったですよ。大筋了承で、新たに細かいことを具体的にということ、今日の協議内容があるんだと思います。

今、私もそうですし、教育長も含め、伺っていると、この方向でいいのではないかなというニュアンスのお話ですよ。今日の資料なんか非常にわかりやすく、うまくまとめていらっしゃると思うんですが、1点、少し注文をつけたところがあるんですね。

それは、先ほど2枚目ということでお話しいただいた「宿泊行事の充実に

向けて」というところ、今までの宿泊行事を、学習指導要領をもとにしながら、目的を「自然体験」、「心の教育」という形で分けていらっしゃるのはそれでいいだと思いますけれども、3番目に「資質向上」ということで出てきていますね。この資質向上って、それこそ去年の11月以降、文科大臣が中教審に答申を出したときの1番目の中身ですよ。資質の向上というか、これは子どもの資質向上云々じゃなくて、これからの時代に生きる人としての資質、能力はどうあるべきかという意味での問いかけというか、問題提起だったと思うんですね。ですから、ここへ「資質向上」ということを入れるのはいいと思うし、なるほどなと思って聞いていたんです。実は、その次の文章です。4行の文章というのが、中等教育の在り方研の報告書の中身もそうですが、中等教育学校でやっている合宿、勉強合宿とか何合宿とかというようなものが大変効力があるのではないかという予測のもとに、いろいろ評価を下しているんですけども、それは、資質云々ということよりも、勉強ですよ、学力ですよ。学力の向上という面で効果が上がっているのではないかというニュアンスで、皆さん受けとめていらっしゃるんですよ。そこがごちゃごちゃになっているんじゃないですか、この表現の仕方が。学力向上のために中等教育学校でやっている合宿というものは、成果が上がりつつあるというニュアンスで、中等教育の報告書なんか書かれています。

ここにある3番目を説明している文章だけだと、ここには、「自然体験」という文言が入っていないんですよ、この4行の中には。裏側の見直しが一番下、(4)、学校裁量型の合宿の説明の中、「今後」のところは、「自然体験」という言葉が入っているんですけども、ここをしっかりと、先ほど中川委員もお話をされていたけど、ここを本当にかみ砕いて学校に出していかないと、学校は迷って、ますます何をやっていいかわからなくなってしまいうるか、千代田区という流れの中で、結局は学力向上の何かをとという方向に動いていってしまわざるを得ないんじゃないですか。

そのあたりを、もう少し、うまい分け方というところ少し語弊がありますけれども、的確に分けて、学校が本当に学校の状況に応じて選択できる形にしていくべきじゃないでしょうか。それが、結果として学力向上ということに結びついていく合宿を、2校、3校が試行したら、それはそれでいいと思うんですけども。何か今のままだと、学力向上につながるようなことをとらなければいけない雰囲気、ニュアンスですよ、この1枚目のほうの文言ですとね。そのあたりを少し見直していただきたいなと思っています。

どうぞ。

指導課長

今おっしゃっていただいたような形で、2枚目のほうが今回の目的の本意でございまして、在来校においては、わざわざ自然のところに行って勉強をしなくても、いろんなところで勉強はできるという1つの意見もございまして。ですから、今考えておりますこの部分の学校裁量型というのは、例えば学び方についての合宿だったり、リーダー養成のための学習であったり、スキー合宿であったりとか、ここに書かれているようなさまざま、各学校の実

態に応じて本来の資質というものの、学力を含めた資質を向上するため、各学校が裁量の余地のある展開をするというのが、本来の特活で定められている学習指導要領の宿泊行事の目的にプラスして、千代田区独自の資質向上というところを取り入れております。1枚目のほうの文言をもう少し精査をしたいと考えております。

近藤委員長

はい。そのほかは。

どうぞ。

中川委員

今その資質ということが問題になりましたけども、これはきちんとしたほうがいいと思いますし、それから、今の（４）番ですね、２ページの。学校裁量型合宿のという中に、「自然体験や資質向上に向けたプログラムの中から、各校の裁量で」とあるんですが、そうしたときに、例えば「スキー等の自然体験のみならず」とあるんですけども、この辺の文章も、「スキー等の自然体験」、スキーは自然体験なのかスポーツの体験なのかというものはっきりしません。ちょっと個人的な意見ですけども、スキー合宿などは、希望者だけの参加にして、どちらの学校でも資質向上を考えるプログラムを提案するとか、そういう形があってもいいのではないかと思うんです。

近藤委員長
教育長

そのほかはいかがでしょうか。ございますか。

いろいろご意見をいただいて、ありがとうございます。

この中2の学校裁量型合宿につきましては、今、指導課長がお話し申し上げたように、これまでの事務局の議論の積み上げの中では、九段中等との比較の中で勉強合宿に特化したりとか、あるいは自然体験が重要ということでスキー教室を取り入れるというようなことよりも、やはり近藤委員長がおっしゃられたように、この中2の学年で、それぞれの学校に応じ、子どもたちが中学生活の中でのトータルな視点で人間としての資質を向上させるのに有用な行事としていきたいと考えています。

ですから、教育委員会のほうで一律に中等と合わせるような形での勉強合宿をするようにとか、あるいは自然体験を重視するよという投げかけをするのではなくて、それぞれの学校が、置かれた子どもたちの現状とか課題を踏まえて、子どもたちのトータルな資質を向上させる、あるいは、もう少し育成したいところが何かという学校側の思いを酌んで、それを満たす形の事業にしていければいいと思っています。

スキー教室にしても、ある学校が、子どもたちの学校生活で達成感を身につけさせるとか自信をつけさせるとかいう形での成長を期待する中で、全生徒対象の事業として実施したいということであれば、それはそれでいいと思います。あるいは、いろいろ学校の考え方の中で、中等のような勉強合宿もあり得るでしょうし、もう少し違った視点から、短期間の宿泊期間の中で子どもたちに獲得させたい資質の向上を含んだプログラムを組み込んでいってもいいのではないかと考えています。

それも含めて、学校等との聞き取りも踏まえて、次回、もう少し具体的にこんなイメージを持っているというご報告をさせていただければと思います。

近藤委員長 | はい。そのほかはいかがですか。
よろしいですか。

(な し)

近藤委員長 | それでは、この件については改めて提出をしていただいて、決定をすることとしたいと思います。
先へ進んでまいります。

◎日程第2 報告

学務課

(1) 平成27年度 学級編制（児童・生徒数／学級数）平成27年5月1日現在

近藤委員長 | 日程第2、報告に入ります。
学務課長より報告を願います。

学務課長 | 平成27年度の学級編制（児童・生徒数／学級数）の5月1日現在の数字を資料としてお出しさせていただいております。
前々回の委員会に4月7日現在の数字を出させていただいております。若干数字のほう、小学校で2名減、通級指導学級で4名増という数字の若干の変動はございますけれども、大きな部分での、クラスが増えたりとか、そういった大きな変動はございません。
今回こちらの5月1日現在の学級数、児童数でご覧いただきたいと思っております。
私のほうからは以上でございます。

近藤委員長 | はい。ありがとうございます。
ご質問はいかがでしょうか。

(な し)

近藤委員長 | 特になければ、先へ進んでまいります。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表 (2) 広報千代田（5月20日号）掲載事項

指導課

(1) 箱根山の火山活動に伴う移動教室の対応

近藤委員長 | 日程第3、その他に入ります。
子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長 | それでは、子ども総務課からのその他事項といたしまして、2点ございます。
1点、教育委員会行事予定、それから、第2点、広報千代田（5月20日

号)の掲載事項、こちらにつきましては、いずれも本日資料をおつけしておりますが、こちらの資料のとおりでございます。

ご説明は以上です。

近藤委員長

はい。ご質問はよろしいですか。

何か途中でお気づきになったことがあったら、途中から出していただいても結構です。

(なし)

近藤委員長

先へ進んでまいります。

指導課長より報告を願います。

指導課長

平成27年度箱根山の火山活動に伴う移動教室の対応についてご説明いたします。

お手元の資料177号の教育長名の通知文を資料として用意いたしました。ご覧ください。

本区におきましては、昭和48年より小学校6年生が神奈川県箱根において2泊3日の移動教室を行っております。報道等によりご存じのとおり、この箱根山の噴火警戒レベルが5月6日にレベル2に引き上げられ、火口周辺の立ち入りが規制されました。この移動教室の宿泊地は、小田急箱根レイクホテルでございます。

資料2枚目、「箱根山の噴火警戒レベル」をご覧ください。

表の地図の左端に「宿舎」と矢印で示した箇所がございます。ここは、芦ノ湖のほとりで、ロープウェイの桃源台駅に隣接しており、立ち入りを規制されている火口周辺より約2キロ離れたところがございます。今後、実施日は、通知文のとおり、5月21日木曜日より6月4日木曜日となっております。

事務局として、児童の安全を第一に考え、次のとおり対応することといたしました。

通知文の4番をご覧ください。

(1)「箱根山の噴火警戒レベル2の場合」、火口周辺の立入禁止区域内、つまり大涌谷の散策などでの活動は一切行わず、安全に十分配慮しながら行程を見直し、移動教室を実施する。この大涌谷の散策や黒卵を食べる活動などは、子どもたちに人気のコースですが、今回は行程から外し、全行程を、安全を第一に、雨天時のコースなどを取り入れるなどして再編成を行い、新たなコースを各学校が設定することになります。

(2)今後、箱根山の噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合ですが、引き上げられた時点で移動教室は中止といたします。現地へ行っている最中でも、その時点で中止とし、安全に留意しながら、すぐに戻ってくるという対応といたします。本区の場合は、この箱根において、貸し切りバスを活用しておりますので、戻るための交通手段は確保できております。

先ほどの資料の2枚目、「箱根山の噴火警戒レベル」をもう一度ご覧ください。

この資料の中央のオレンジ色の点線で囲まれた地域が、今回レベル2で、立入禁止区域となった区域です。なお、今後レベル3に引き上げられた場合は、細い点線で囲まれた地域の想定火口域が約700メートル程度の地域が立入禁止となります。

裏面をご覧ください。

「箱根山の噴火警戒レベル」について、予報警報や火山活動の状況、住民等の行動及び登山者・入山者への対応が一覧で示されています。この資料によりますと、今回のレベル2は、火山周辺警報となり、火山活動の状況として、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるという状況です。また、住民は通常の生活を送り、火口周辺への立ち入りが規制されている状態となります。これがレベル3になりますと、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるという状況になります。住民は、通常の生活を送りながらも、登山は禁止、入山規制と危険な地域への立入規制がされる状況となってまいります。

また、連日の報道により、ご不安もあろうかと思ひまして、昨日、5月11日に事務局及び校長会の代表者、計4名で現地を実際に視察してまいりました。ホテル、ハイキングコース、規制のかかっている大涌谷付近など、実際に歩いて状況を確認いたしました。その結果、ロープウェイの運行が中止されていること、大涌谷付近の遊歩道入口に立ち入りを規制するロープが嚴重に張りめぐらされていること、通常より少し硫黄臭がすること、これ以外は通常どおりであるということの報告を受けております。

そのときの写真を何枚か撮ってきまして、各小学校長先生方にもこういった状況であると情報提供しました。それから、お手元に新聞の写しをお配りしましたが、実際に現地の調査をしている際に取材を受けた写真も掲載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、このように、気象庁地震火山部の噴火警戒レベルや現地役場の箱根町防災課の情報、そしてマスコミ等で報道される内容などにも留意しながら、実際の現地視察した状況も考慮した上で、今回の6年生で行う小学生生活で最後の宿泊行事の集大成、箱根移動教室は、通知のとおり、現時点では安全に十分配慮した上で実施が可能であるという方向で対応を進めております。

以上、よろしく願いいたします。

近藤委員長

ありがとうございます。

教 育 長

いかがでしょうか。ご質問ございますか。特によろしいですか。

一言。今回の判断に当たっては、正確で、最新の現地の情報と、気象庁等が出している科学的知見に基づき、沈着冷静に判断することが大切だと思っています。

現状で、火山性の地震ですとか、あるいは水蒸気による噴火等の想定が出されていますけれども、それについても、今後警戒レベルが上がったとしても、まだ、今回の移動教室の事業内容には支障がないレベルにあります。

警戒レベルが上がった場合には中止するとしました。しかしながら、さまざまな情報収集とか現地の実踏の結果等をもとにして、現時点で中止するまでには及ばないという判断をさせていただいたところです。今後も情報の収集と、事態の推移に応じた冷静で迅速な判断をしてみたいと思っています。

近藤委員長 ありがとうございます。大変だと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

先へ進んでまいります。

ほかに事務局から何かございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長 では、教育委員のほうからはいかがでしょうか。

中川委員 この間の区議会議員選挙のポスターですけども、1人、裸の男の人が出ていまして、ポスターが学校の近くに貼られたりして、子どもたちが、「いやあ、気持ち悪い」とか、「嫌だ」と言っている声も実際に聞こえてきたりしていました。選挙のポスターというのは、公職選挙法でそのまま掲載しなければいけないということだそうですが、何でもありというのでいいんだろかと考えてしまいました。選挙権のある人が、それを見て判断するのは、もちろん構わないことだと思うんですけども、日頃、子どもたちに不適切なものを見せたくない、大人たちが考えているにもかかわらず、ああいうところでは、いいんだろかということが少し気になりました、子どもといつも接している人間として。

近藤委員長 そのあたりで、私も、方法的などいいでしょうか、決まりというか、知りたいなと思うんですが。何かご説明できる方いらっしゃいますか。

教育担当部長 一応、公職選挙法上、今、委員が指摘いただいたように、そのまま貼り出すということにして、ただ、それが、警察の取り締まりにかかるようなもの、要は公然わいせつになるようなものであれば、それは縛りがかけられるんですけども、その範囲に及ばないものについては、これは、法律上はもう、いたし方ない、そういうことだそうです。今ご指摘があったような懸念も、あるところではございますけども、現状ですと、対応のしようがないといった、そういうことでございます。

中川委員 テレビでも大分取りあげていましたし、それから、外国人があそこで写真を撮っていたりしているのもありましたので。

教育担当部長 そういう限界があるということでございます。

中川委員 はい。そうですね。

近藤委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、進んでまいります。先ほど日程の最後にしました第2、報告、子ども総務課分に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。